

## 埼玉県立新座柳瀬高等学校 部活動基本方針

### 1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活を実践する。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康を増進する。
- (3) 「自分で考え、自分で判断し行動できる自主自立の人間形成」及び「これからの社会を生き抜ける人財の育成」のもと、部活動を実践する。

### 2 指導体制の整備について

- (1) 顧問は活動方針、年間・学期の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画は部活動保護者会または文書等により、該当部活動の生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- (5) 外部指導者を積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

### 3 具体的な部活動の進め方について

- (1) 施設及び設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 体罰及びハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 生徒会または保健体育科が中心となり、定期的情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめ及びトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、生徒指導部、または養護教諭等の連携を深める。
- (5) 教職員全員が参加する心肺蘇生法及びAED使用の研修会を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や校外で実施される研修会・講習会等へ積極的な参加を推進する。
- (7) 部活動費（部費等）を徴収する際は、管理職指導の下、保護者の理解を得るとともに会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

### 4 適切な休業日等の設定について

- (1) 原則として週2日以上以上の休養日を設ける。（平日1日以上 土日いずれか1日以上）  
対外試合等のためこれを実施できない場合は、年間を通して原則100日以上以上の休養日を確保する。
- (2) 定期考査1週間前及び定期考査中の部活動は原則禁止とする。練習時間の倍以上の考査学習を実施する場合は原則から除外し、管理職の許可を得て実施する。
- (3) 活動時間は、準備時間及びウォーミングアップ、クーリングダウン時間を含めないが、原則として平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- (4) 長期休業中は、(1)の設定に準じるとともに連続する3日以上以上の休養日を設定する。
- (5) 顧問と生徒間で参加する大会・コンクールを精査し、負担軽減を図る。
- (6) 部活動実施環境に気を配り、高温化での練習等は控える。WBGTを指標とし、WBGT 31℃以上は原則運動禁止、WBGT 28℃から31℃で練習する場合は、頻繁に休息を入れながら生徒の体調変化に注意して練習する。

\*暑さ指数 (WBGT) : 湿度黒球温度 Wet Bulb Globe Temperature

(気温 35℃以上は原則運動禁止、気温 31～35℃は激しい運動は中止となっている。)

公財 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より